

第 6 回 西宮市都市計画マスタープラン策定委員会

日 時：平成 22 年 11 月 7 日（日）
午後 2 時 00 分～

場 所：西宮市大学交流センターセミナー室 1
アクタ西宮東館 6F

次 第

1. 開 会

2. 議 事

推進方策・地域別構想の検討

- ・ 推進方策の枠組み
- ・ 地域別構想の位置づけ

3. その他

送付資料

- ・ 資料 1 序章_都市計画 MP とは
- ・ 資料 2 第 3 章_まちづくりの推進方策
- ・ 資料 3 地域別構想の考え方

都市計画マスタープランとは

暮らしとまちのビジョン実現を目指して

1 西宮のまちづくりの歩み

- これまでの西宮のまちづくりの歩みの振り返り
- まちづくりを取り巻く環境の変化とそれに伴って発生してきたまちづくり上の問題点
- 「新しい公共」などまちづくりの新潮流

西宮のまちづくりをめぐる主なトピック

(年表)

- 文教地区の指定
- 石油コンビナート誘致問題
- 文教住宅都市宣言
- 夙川パークロード整備
- 阪神高速道路整備
- 震災復興計画
- 最初の都市計画マスタープラン など

2 新しい都市計画マスタープラン

- 本マスタープランは、平成 14 年に初めて策定した「西宮市都市計画マスタープラン」を改訂したものである。
- これまでの都市計画マスタープランは、第 3 次総合計画に示された基本目標と将来都市像を都市・まちづくりの基本目標として掲げ、都市計画に関わる各分野の基本的な方針を示したものであった。
- マスタープランで示された基本目標は総合計画の考え方を継承しているものの、市民の暮らしや様々な都市活動と都市空間との関係を実感させにくいものであったことなどから、必ずしも共有されていないこと、協働のまちづくりを推進していくための具体的な方途が示されていないこと、進捗の管理や成果を評価する仕組みがないことなどが課題としてあった。
- 改訂にあたってはこれらの点に配慮し、市民が目指したい暮らしとそれを支えるまちの姿を「暮らしとまちのビジョン」として明らかにするとともに、まちづくりに関わる主体を意識しながら、実現に向けた行政の取り組みの方針を明確にすることを目指した。
- また、協働のまちづくりを推進していくための考え方や戦略的な取り組みの方針を定め、また進捗の管理や評価の仕組みづくりに向けた基本的な考え方を示した。
- 今後のまちづくりにあたっては、市民、事業者、行政などまちづくりに関わる様々な主体が本マスタープランに示した暮らしとまちのビジョンを共有し、それぞれの役割を果たしながら協働の取り組みを進めていくことが望まれる。

都市計画マスタープランの見直しプロセス

(市民参加プログラム)

- まちづくり塾
- まちづくりワークショップ
- 策定委員会 など

構成と内容

- 都市計画マスタープランの構成と内容は以下のとおり。

序章 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランの改訂の背景や基本的な考え方を示す。
- 都市計画マスタープランの構成と内容を示す。
- 都市計画マスタープランの位置づけや役割などを示す。法的な位置づけの他、今後のまちづくりの推進と都市計画マスタープランの関係について記述。

第1章 暮らしとまちのビジョン

- まちづくりの担い手である市民、事業者、行政が共有していくまちづくりの目標を示し、今後のまちづくりの方向性を記述。
- 「まちづくりの基本理念」と「暮らしとまちの将来像」で構成。

まちづくりの基本理念

- まちづくりにあたっての基本的な姿勢や視点を市民に対してわかりやすくアピールし共有するためのフレーズと内容を詳しく表した文章により提示。
- 「人と自然」「人とまち」「人と人」のそれぞれのつながりを育んでいくことを基本的な考え方として提示。
- 「宮水」を潤いのある暮らしの象徴として、「えん」を多様なふれあいや機会を生み出すつながりの象徴として捉えてフレーズを設定。

暮らしとまちの将来像

- 私たちが目指す暮らしとそれを支えるまちの姿を暮らしの視点を重視したテーマから捉え、基本的な考え方と具体的な暮らしのイメージ例を提示。
- 「まちづくりの基本理念」の3つの考え方に対してそれぞれ2つずつのテーマを設定し、6つの将来像として提示。
- 6つの将来像のそれぞれを象徴する「えん」という読みの6つの漢字（園、円、演、宴、縁、援）を設定。

第2章 まちづくりの基本方針

- 「暮らしとまちのビジョン」を具体的な都市空間として実現していくため、行政が進める取り組みの方針を示す。
- 方針は「行政が主体の取り組み」「市民等と行政の協働による取り組み」「市民活動を支援する取り組み」のそれぞれについて提示。
- 暮らしとまちの6つの将来像に対応した6つの取り組み方針の柱を設定。

第3章 まちづくりの推進方策

- ・都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを進めていくための方策を提示。
- ・「まちづくりの推進のための戦略的な取り組み」「協働のまちづくりの考え方」「都市計画マスタープランの進捗管理と見直し」で構成。

まちづくり推進のための戦略的な取り組み

- ・まちづくりの推進を効果的に図っていくための戦略的な取り組みを示す。
- ・まちづくり推進の具体的な仕組みづくりや庁内の体制づくりなどについて記述。

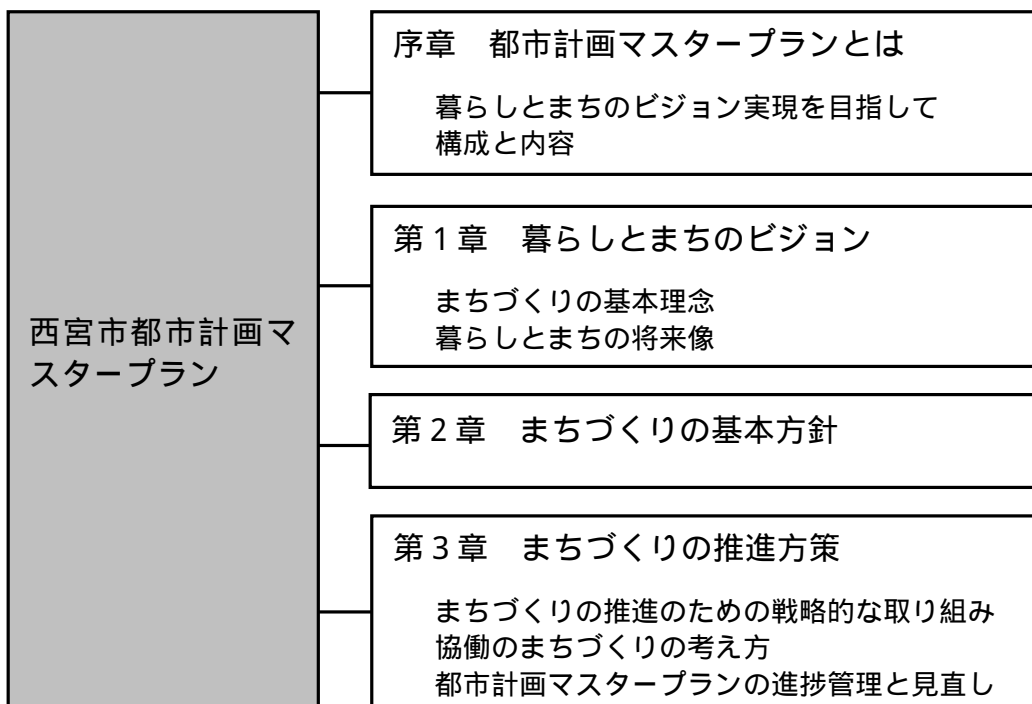
協働のまちづくりの考え方

- ・市民、事業者、行政がビジョンを共有し、それぞれの立場に応じた役割を分担しながら協働でまちづくりに取り組んでいくための考え方を示す。
- ・都市計画マスタープランと地区まちづくりの関係、地区まちづくりの進め方などについて記述。

都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

- ・都市計画マスタープランに基づくまちづくりの進捗管理と、それに基づくマスタープラン見直しの考え方を示す。
- ・進捗管理のための指標設定の考え方や見直しのスケジュールなどについて記述。

都市計画マスタープランの構成



「まちづくりの基本理念」と「暮らしとまちの将来像」

「人と自然」「人とまち」「人と人」をつなぎ、育むことで美しい西宮を実現していく。

人と自然のつながりを育む

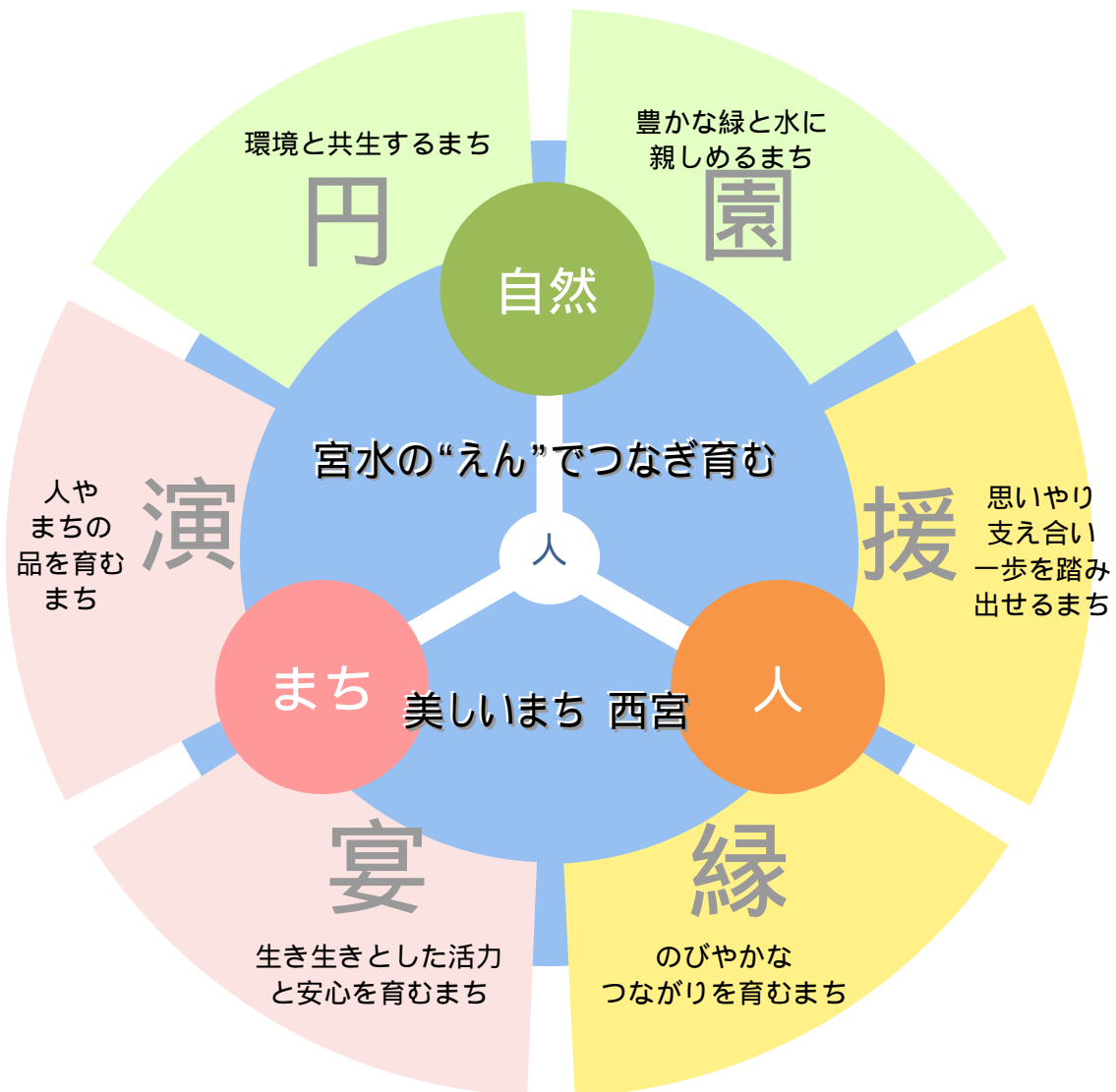
一つひとつの自然を守るだけでなく、それぞれの関係を意識し、有機的に連携させることで、人と自然環境が共生する美しいまちづくりに取り組む。

人とまちのつながりを育む

地域の特性を大切に育み、個性的なまちに育てると共に、それぞれのまちが連携することで、誰もが暮らし、集いたいと思える魅力的で美しいまちづくりに取り組む。

人と人のつながりを育む

一人ひとりが自らの強みを伸ばし、それぞれが連携することで不可能を可能にできるよう、できるところから一歩を踏み出し、仲間とともに協働による美しいまちづくりに取り組む。



先人が大切に守ってきた「宮水」を西宮における潤いのある暮らしを支える象徴として、また「えん」を多様なふれ合いや機会を生み出すつながりの象徴として捉え、今後の西宮のまちづくりにおけるキーワードとして大切にしていく。

まちづくりの推進方策

まちづくり推進のための戦略的な取り組み

- まちづくりの推進を効果的に図っていくため、次のような取り組みを戦略的に実施していく。

まちづくり推進の仕組みづくり

- 市が定める都市計画や都市計画マスタープランの見直しなど、都市計画における市民の参加のあり方とそれを担保するための制度をつくる。
- 市民等が主体となった地区まちづくりや、市民等と行政との協働の取り組みを促進するための働きかけの仕組みをつくる。
- 地区まちづくりや地区にかかわらず特定のテーマに関するまちづくりなど市民や事業者が取り組むまちづくりを支援するための仕組みをつくる。
- 市街地の開発や大規模な建築物の建築にあたって都市計画マスタープランが尊重される協議や調整に基づく誘導の仕組みをつくる。

地区まちづくりへの取り組みの促進

- 地区まちづくりへの取り組みの促進を図るため、取り組みのマニュアルをつくとともに、支所を単位とした市民への働きかけや、モデル地区の重点的な支援を行う。
- マニュアルには、市民がちくまちづくり構想をつくることの意義、地区まちづくり計画において定めるべき事項、構想の検討にあたっての具体的な進め方、計画を都市計画マスタープランに位置づけるための手続き、その他取り組みにあたって参考となる事項などを記載する。

マスタープランに基づくまちづくりの進捗管理の仕組みづくり

- マスタープランに基づく具体の取り組みの進捗状況の把握と進行管理の仕組みをつくる。
- マスタープランに基づくまちづくりの成果を実現度指標及び市民の実感から評価し、必要に応じて方針を見直すための仕組みをつくる。

庁内の体制づくりと職員のスキルアップ

- 暮らしの将来像を実現していくためには分野横断的な総合的な取り組みが必要になることから、庁内における関係セクションとの連絡調整の体制をつくる。
- 行政職員が様々な主体のモチベーションを高めつつ、連携してまちづくりの取り組みを進めていくことを促進するコーディネーターとしてのスキルを高めていく。
- 行政担当者が蓄積したまちづくりに関わる情報を組織として蓄積し、継承していく仕組みを検討する。

協働のまちづくりの考え方

1 協働のまちづくりの枠組み

- 都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進は、「新たな公共」の理念を基軸としながら、市と市民や事業者などが目標を共有しつつ、それぞれの立場に応じた役割を担いながら協働で取り組んでいく。

(1) まちづくりの主体と役割

市民に期待される役割

- 市民は、自分たちの住む地域のことに向け、まずは地域の環境を良くしていこうという意識をもつことが第一歩。各人の興味や条件に応じてできるところから取り組みを始めることが期待される。
- 地域には様々な人々が関わっており、多くの人々とふれあい交流する中で情報を交換・共有し、連携しながら取り組みを広げていくことが大切である。
- できるところから始め、仲間を増やし、身近な地区のまちづくりへと発展させていくことが期待される。

事業者期待される役割

- 市全体のまちづくりの方向性や市が取り組むまちづくりに関わる事業を理解し、協力していく姿勢が期待される。
- 地域の経済を支え、文化を培ってきた地場産業を誇りを持って担い、継承していくことが期待される。
- 本業を活かして地域に貢献できることを見つけ、地域住民が取り組む活動に参加したり支援するなどの関わりが期待される。こうした活動に取り組むことが企業としての価値を高めることを意識することが大切である。

行政の役割

- 都市計画マスタープランに基づいて、各分野の取り組みと調整しながら総合的な観点から都市計画施策を進めていく。
- 市民や事業者が取り組みの一步を踏み出すためのきっかけをつくとともに、具体的なまちづくりの活動を支援する。
- 市民、事業者、行政の協働のまちづくりを推進していくための仕組みをつくる。

(2) 主体間の協働の考え方

市民と行政の協働

- ・市民はまちづくりの基本理念を理解し、その実現に向けて主体的にまちづくりに関わっていくとともに、新しい公共の理念に基づいてこれまで行政が担ってきた公共の役割についてもその一部を担っていく。
- ・行政は市民の取り組みを支援するとともに、地区で合意されたまちづくりの計画を各種法令に基づく制度で担保するとともに、都市計画に関わる部分を都市計画マスタープランに位置づける。

市民と事業者の協働

- ・市民はこれまで比較的つながりが少なかった事業者を地域の一員と捉え、一緒にまちづくり取り組んでいく。
- ・事業者は本業などを活かして地域への貢献や市民の取り組みへの支援を行う。

事業者と行政の協働

- ・事業者はまちづくりの基本理念を理解し、その実現に向けて主体的にまちづくりに関わっていくとともに、新しい公共の理念に基づいてこれまで行政が担ってきた公共の役割についてもその一部を担っていく。
- ・行政は事業者がまちづくりにおいて適切な役割を果たせるように働きかけや誘導をするとともに、事業者が行う市民的活動を支援する。

2 都市計画マスタープランと地区まちづくり

- まちは私たちの暮らしや活動の舞台であり、また私たちの暮らしぶりや活動のあり方がまちをつくっている。私たち一人ひとりが自分たちの暮らしのあり方に目を向け、みんなが目指したい暮らしを実現するための環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

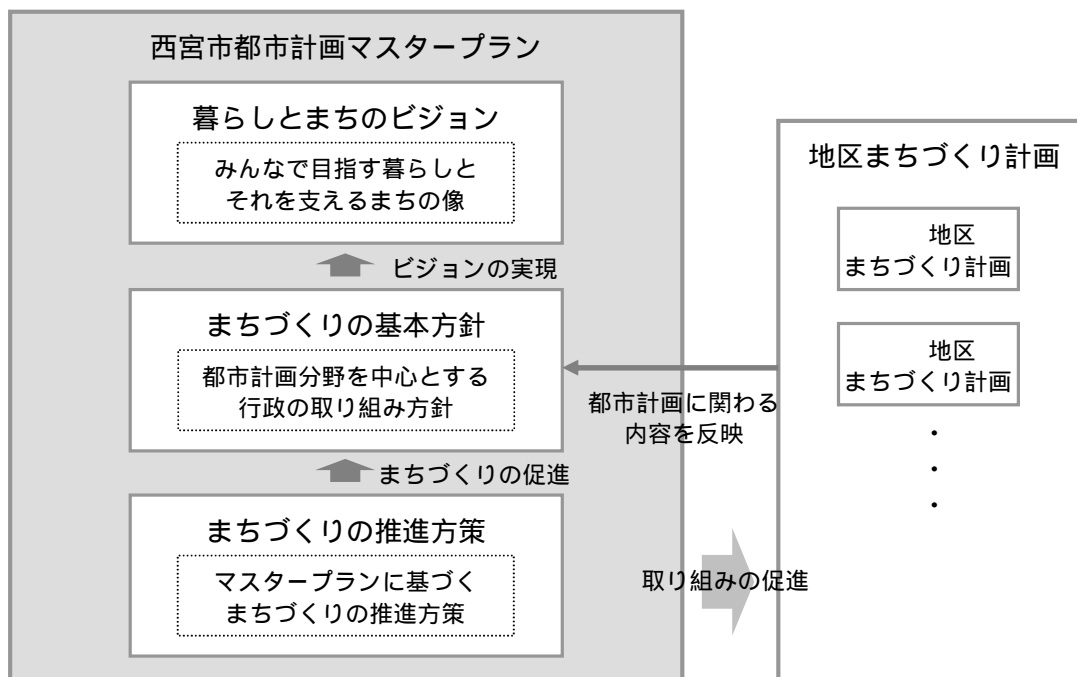
まちづくりのきっかけとしての都市計画マスタープラン

- 都市計画マスタープランは市民が住む身近な地区のまちづくりに取り組むきっかけとなり、また全市的な観点から方向性を示すガイドラインとなる。マスタープランを読むことで地域特性の読み解き方やまちづくりについての市の考え方などを理解することができる。
- 地区の住民が熟議を重ねて合意した将来像やまちづくりの方針(地区まちづくり計画)は、地区まちづくりの貴重な成果。取り組みに関わった住民が今後のまちづくりを担っていく「まちづくり人」としての資質を身につけることも貴重な成果である。

地区まちづくりの成果の反映

- 市は地区まちづくりの成果を受け止め、都市計画に関わる部分について全市的なまちづくりの考え方との整合性や周辺地域などとの関係を判断した上で、都市計画マスタープランに位置づけていく。

都市計画マスタープランと地区まちづくり計画の関係



3 地区まちづくりの進め方

- 地区まちづくりは、共通のコミュニティとして認識できる範囲を基本として取り組みを進めていく必要がある。
- 個人が踏み出す一歩から仲間と一緒に取り組みへと、また地区全体の取り組みへと広がっていくことが望まれる。

自分たちの暮らしと身近な地域の環境の関心に目を向ける

- 自分たちの暮らしがまちづくり、まちが自分たちの暮らしを支えていることを一人ひとりが認識し、よりよい環境づくりのためにできるところから主体的な取り組みの一歩を踏み出していくことが大切である。

様々な人が集い交流する

- 一人ひとりが踏み出した一歩から仲間を増やし、また様々な人との連携により取り組みを広げていくことが期待される。
- そのため、地区内に住む人をはじめ様々な人が集まり、交流する中で取り組みの芽を育ていくことができる交流の場をつくっていくことが大切である。

仲間を増やし地区全体の取り組みに広げる

- 地区に住む住民が自分たちの住むまちの将来について考え、実現に向けた取り組みを共有していくことが大切である。
- 地区のまちづくりを考える際には、歴史を踏まえ、特徴や資源を活かしていくことはもちろん、都市計画マスタープランに示されたまちづくりの基本方針を踏まえ、また周辺の地域との関係についても意識することが求められる。

地区まちづくり計画としてとりまとめる

- 地区の住民が目指すべき将来像、まちづくりの取り組みの方針、暮らしの作法、建物や土地についてのルールなどについて議論を重ねて共有し、地区まちづくり計画として合意したものを市に提案する。
- 地区まちづくり計画の実効性や担保性を高めるためには、行政とも協議をしながら各種法制度を活用していくことが有効である。

4 まちづくり活動の支援

- 協働のまちづくりを推進していくため、様々な主体や場面に応じて以下のような支援を行っていく。

まちづくりに関する情報と参加機会の提供

- 市民がまちづくりや都市計画に関する理解を深め、関心を持てるよう、都市計画マスタープラン見直しのプロセスで取り組んだまちづくり塾をはじめ、まちづくりを考えるきっかけとなる機会の提供を今後も継続して実施する。
- 市が定める計画づくりへの参加が身近なまちづくりに関わることのきっかけとなることから、今後も市民が参加できる機会を様々な分野において積極的につくっていく。
- 事業者に対しても地域貢献などの市民活動の促進に向けた意識の啓発を行う。

交流の場づくりの支援

- 地区まちづくりを進めていく上では、地区に関わる様々な人々が協力して多様な取り組みへと展開していくことが大切である。
- それぞれの立場や分野で活動する人々が気軽に集まって自由に情報を交換し、交流する中から新たな取り組みの芽が生まれてくる。このような地区ごとの交流の場づくりを支援していく。
- 事業者も地区の一員であるが、これまでは市民との間のつながりは比較的少なかった。このため、市民と事業者が交流し、協働の取り組みが生まれる機会をつくる。

主体的なまちづくり活動への支援

- 地区におけるまちづくり活動には、住民どうしが支え合うコミュニティづくり、身近な街並みや住環境の保全、イベントによる賑わいづくりなどなど様々な形がある。
- 住民が主体的に取り組むまちづくり活動に対して人材のネットワーク、情報提供、技術的支援、経済的支援など様々な支援を行う。
- 事業の資産を活かして社会や地域に貢献をしたい事業者を支援する。

法制度等による地区まちづくりの担保

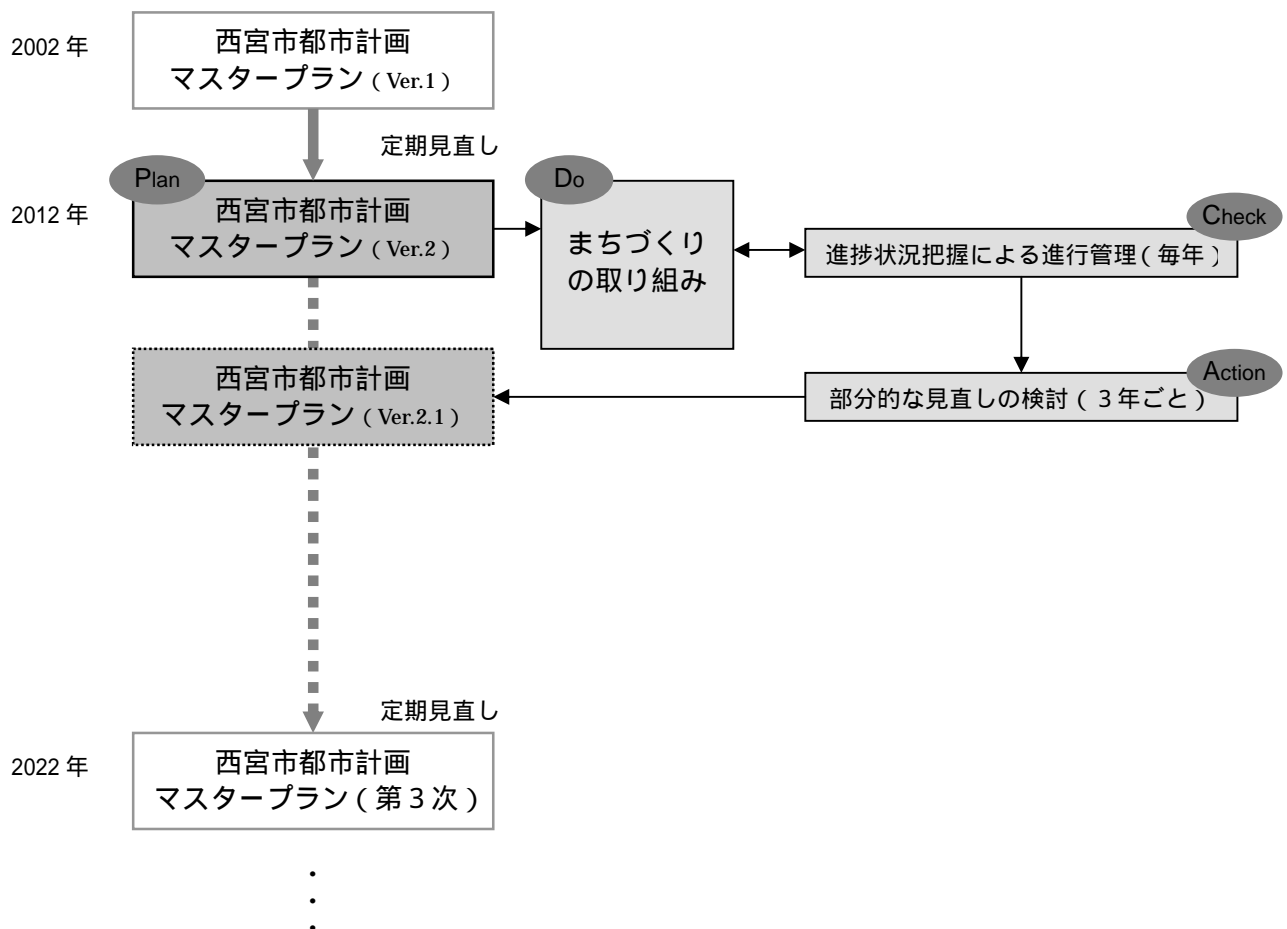
- 地区におけるまちづくり計画は、目指すべきまちの姿やまちづくりの理念を明らかにしたもの、地域で取り組むまちづくり活動の方針を定めたもの、より良い環境づくりのための緩やかなルールを決めたもの、建物や土地の使い方についての具体的なルールを定めたものなど様々なものが考えられる。
- このうち、建物や土地の使い方についての具体的なルールについては、住民の提案に応じて各種法制度等により担保する。
- 一定規模以上の土地利用転換などに際して事業者が取り組む良好なまちづくりに対し、技術的なアドバイスや法制度等による支援を行う。

都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

1 進捗管理と見直しの考え方

- 社会経済情勢や時代的潮流を見定めつつ、マスタープランに基づくまちづくりの進捗管理に基づいて必要な修正を行う PDCA サイクルにより、マスタープランがまちづくりにおいて的確な役割を果たせるよう充実を図っていく。
- マスタープランに基づく施策や事業など行政の取り組みやまちづくりの成果については、1年ごとに進捗状況を把握しながらその結果を広く公表し、適切な進行管理を行うことにより計画の実効性を高める。
- 1年ごとの進捗管理を踏まえて概ね3年ごとにまちづくりの基本方針や取り組み内容の見直しや新たな取り組みの必要性を検討し、必要に応じてマスタープランの見直しを行う。
- 概ね10年ごとに社会経済情勢や時代的潮流の変化を確認した上で定期的な見直しを検討する。

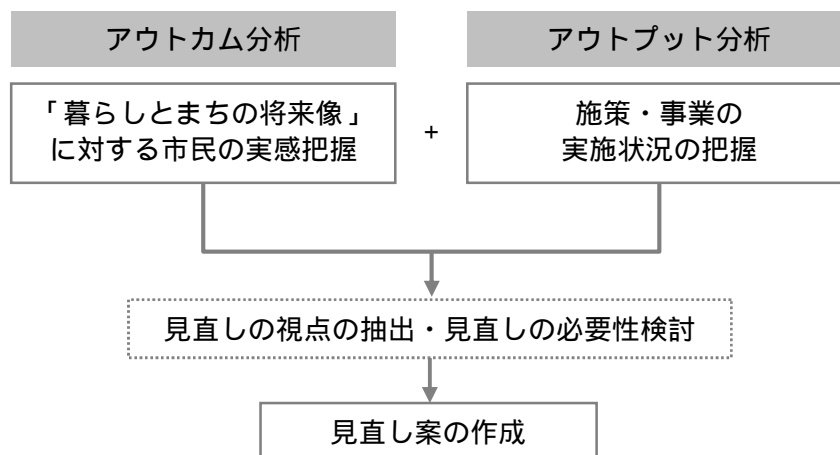
都市計画マスタープランの見直し



2 進捗管理の方法

- まちづくりの成果は、「暮らしとまちの将来像」への到達度合いを市民の実感に基づく満足度（アウトカム）及び施策の実施状況（アウトプット）の両面から把握する。

進捗管理の仕組み



暮らしとまちの将来像に対する実感を把握する

- 市民の暮らしの視点から「暮らしとまちの将来像」をまちづくりの目標として設定していることから、市民がイメージする「暮らしとまちの将来像」についてどれくらい到達しているか（実現しているか）を把握する必要がある。
- 市民によるワークショップを実施し、実感や満足度合いを把握する。

施策・事業の進捗度を把握する

- 「暮らしとまちの将来像」の6つのテーマに基づく具体的な取り組みについて、個別施策・事業の進捗度を定量的に評価・分析する。

進捗状況把握シートのイメージ

暮らしとまちの将来像 1		豊かな水と緑に親しめるまち	
取組み方針	該当する 施策・事業	進捗度 (実現度)	コメント
豊かな自然を守る	...		
	×××		
	...		
	...		
評価	点	達成度と今後の課題	

地域別構想（地区別構想）の考え方

	A案 現行マスタープランの改訂版として策定する	B案 地区まちづくりのガイドラインとして策定する	C案 現段階では策定しない				
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 現行マスタープランの地区別構想を基本として、その後のまちづくりの進捗状況等を踏まえた時点修正を行い、改訂版として地域別構想を策定する。 名称は「地区まちづくり」との混同を避けるために「地区別構想」から「地域別構想」に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての地区でまちづくりの熟度が高まっているわけではないことから、現段階で詳細な地域別構想を策定することは難しい。 このため、市民が中心となって取り組む地区まちづくりを進めるにあたって、きっかけとなり、ガイドラインとなるものとして地域別構想を策定する。 地区まちづくりを進める上での基本認識として共有すべき地域の特性や、全体構想を踏まえたまちづくりにおいて留意すべき事項を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくり計画の策定が進捗した段階でその内容を勘案した地域別構想の策定を検討するものとし、現段階では策定しない。 地区まちづくりを促進していくため、市民が地域資源の（再）発見や地域らしさを共有するための働きかけを行い、取り組みのきっかけをつくる。 				
課題	<p>地域の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の地区別構想は「地区住民が身近に感じる生活空間を単位とする地区」として支所管轄区域を基本として地区が設定されている。 支所の管轄区域は、全ての区域で地域の成り立ちなどの歴史的な経緯等をもとに設定されているものではないため、地区まちづくりにあたって留意すべき地域の特性を共有する区域として適切であるかどうかは検討が必要である。 <p>将来像の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の地区別構想では地区ごとの将来像として「地区の目標」「地区の基本的な空間整備」が示されている。 これらの目標は主として行政としての立場から定められているため、まちづくりの担い手である市民や事業者が必ずしも共有しているものとはいえない。 <p>まちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の地区別構想は、全体構想の方針を地区別に詳細化したものとして、各分野ごとの方針が定められている。 新しいマスタープランではまちづくりの基本方針をテーマ別で取りまとめ、また即地的に示しているものではないため、単純に地区（地域）別に分けて詳細化することが難しい。 	<p>地域区分の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりにあたって基本認識として共有すべき特性を地域ごとにとりまとめるにあたり、誰もが納得できる範囲を設定するための考え方を整理する必要がある。 <table border="1" data-bbox="1181 856 1932 982"> <tr> <td>現行マスタープランの地区別構想の区分</td> <td>本庁南地区、本庁北地区、鳴尾地区、瓦木地区、甲東地区、塩瀬地区、山口地区</td> </tr> <tr> <td>総合計画の地域別整備方針の区分</td> <td>南部地域、北部地域、臨海地域</td> </tr> </table> <p>策定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの構想は地域住民の合意のもとに策定する必要があるが、地域の範囲が大きくなるほど具体的な内容についての合意が難しくなり、抽象的な内容にならざるを得ない。 具体的な内容について合意していくためには地域の範囲を小さくする必要はあるが、そうすると地区まちづくり計画に近づいていく。 <p>地域ごとの差</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりのガイドラインとしては、共通の地域特性を除けばまちづくりの取り組みについての一般的な考え方を記載することになり、地域ごとの差がなくなる。 全体構想が即地的な計画を示すものではないことから、まちづくりにおいて留意すべき事項も即地的なものではなく、全市共通の内容になる。 	現行マスタープランの地区別構想の区分	本庁南地区、本庁北地区、鳴尾地区、瓦木地区、甲東地区、塩瀬地区、山口地区	総合計画の地域別整備方針の区分	南部地域、北部地域、臨海地域	<p>地区まちづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面は地域別構想を策定しないため、地区まちづくりの取り組みが進むように行政から特に積極的な働きかけを行っていくことが必要である。 地区まちづくりの取り組みを促進していくため、支所単位などの地域ごとに市民への具体的な働きかけを順次行っていくことが考えられる。 <p>地区まちづくりのガイドラインやマニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりの具体的な取り組み方などについては別途、ガイドラインやマニュアルなどを作成する必要がある。 <p>取り組みを支援する仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりの取り組みの段階に応じて、市民の取り組みを支援していくための仕組みづくりが早急に必要である。 情報提供、技術的支援、経済的支援などの仕組みを検討することが必要である。
現行マスタープランの地区別構想の区分	本庁南地区、本庁北地区、鳴尾地区、瓦木地区、甲東地区、塩瀬地区、山口地区						
総合計画の地域別整備方針の区分	南部地域、北部地域、臨海地域						



【事務局案】

- 地区まちづくり計画の策定が進捗した段階でその内容を勘案した地域別構想の策定を検討するものとし、現段階では策定しない。
- 地区まちづくりの取り組みを促進するよう、行政による支援の仕組みを整えるとともに、きっかけづくりとして市民への積極的な働きかけを行う。
- 地区まちづくりの取り組みにあたって留意すべき事項として、地形や地域の成り立ちに基づく基本的な地域の特性を整理し、まちづくりの取り組み方法などとともに「(仮)地区まちづくりマニュアル」として取りまとめる。